

沖縄県国民保護協議会委員公募要領

1 公募を行う附属機関の名称

沖縄県国民保護協議会

2 沖縄県国民保護協議会の設置目的及び審議事項

(1) 設置目的

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 37 条の規定により、県の区域に係る国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」※という。）に関し広く住民の意見を求め、県の国民保護措置に関する施策を総合的に推進すること。

(2) 審議事項

知事の諮問に応じて、国民保護措置に関する重要事項を審議する。

3 募集人員

1 名

4 応募条件及び資格

応募できる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国内に在住する者であること。
- (2) 年齢が 20 歳以上の者であること。
- (3) 沖縄県議会の議員又は県の執行機関の常勤職員でないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 日本国籍を有する者であること。
- (6) 年に 1 回又は 2 回の開催が予定される協議会の会議に出席可能な者であること。
- (7) 沖縄県国民保護協議会の委員を引き続き 6 年を超えて就任しない者であること。
- (8) 自主防災組織で活動した経験がある者又は国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者であること。

5 募集の期間

(1) 公募の期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から 1 月 31 日（金）まで

6 応募の方法等

(1) 提出書類

ア 沖縄県国民保護協議会委員応募申込書

イ 「沖縄県における国民保護について」作文（800 字程度）

(2) 応募の方法

6(1)に掲げる書類を5(1)の期間までに沖縄県知事公室防災危機管理課へ持参又は郵送により応募すること。

- ・持参の場合：令和7年1月31日(金)17時15分までに必着
- ・郵送の場合：令和7年1月31日(金)当日消印まで有効

7 選考方法

知事公室における附属機関の委員の公募に関する選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類（応募申込書及び作文）審査により選考する。なお、書類審査での選考が困難な場合に限り、面接考査を実施する。

8 選考結果の公表

選考結果については、県のホームページ及び行政情報センターにおいて公表する。

9 その他

(1) 報酬等

協議会の会議に出席した日数に応じ、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年規則第111号）別表第1の区分に従い、報酬（日額9,300円）と費用弁償（一般職員の旅費相当額）を支給する。

(2) 任期

2年

10 応募先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（5階） 沖縄県知事公室防災危機管理課

TEL：098(866)2143 FAX：098(866)3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.lg.jp

※ 国民保護措置とは、県や市町村等の関係機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が及ぼす国民生活等への影響を最小とするために実施する、被災者の避難、救援、輸送等の措置をいう。

【参照】

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第3項
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号